

2018年度 第2回議会事務局研究会

参加報告書

林 晴信

2018年度 第2回議会事務局研究会

日 時：2018年9月29日（土） 13時～17時

場 所：エルおおさか 10F 研修室5

【議事】

1. 報告

- 「大規模自治体議会改革の調査の総括」 高沖秀宣氏（三重県自治研究センター）
「議選監査委員の廃止」 清水克士氏（大津市議会局）

2. 話題提供

- 「衆議院法制局における議員の補佐について」
長谷川智史氏（三重県議会事務局企画法務課）

3. 連絡事項

- 「8月シンポジウムの決算報告」 奥山興起氏（和泉市役所）
「研究会10周年企画案について」 駒林良則氏（立命館大学教授）

【所感】

■大規模自治体改革の調査の総括■

高沖会員から、20政令市議会及び13都道府県議会の議会改革の取組調査結果概要をお聞きした。高沖会員も指摘しているように、小規模自治体議会の議会改革は進んでいて、大規模自治体議会の議会改革は遅れていると見られがちだが、そんな事実はないということがわかった。そもそも議会改革の質が違うのである。確かに大規模自治体議会で議会報告会とかはできないし、それほど意味のあることでもないように思う。人口100万人の大規模自治体議会で参加者が500名あっても、その意見サンプリングに統計学的価値は見出せない（清水会員もよく言ってます）ということである。

小規模自治体議会も大規模自治体議会もその規模に応じた議会活動を行えばいいのである。小規模自治体議会はその身の軽さを活かして市民との顔の見える関係性を構築し、住民に身近な政策提案をしていけば良いのだし、大規模自治体議会は有する人的資源（政策法務課や政策法務監）をフル活用して政策提案、政策条例を立案していけば良いのだと思う。

ただ、奥山会員が指摘したように、大規模自治体議会の有する情報（特に政策ジャーナルであるとか、政策レポート）は、インターネット上で公開して、人的資源の乏しい小規模自治体議会とも情報をシェアしてほしいものだと思う。

現在、福岡市議会、長崎市議会、横浜市会などが公開しているので、西脇市議会でも何らかの参考になると思い、URLを記しておく。

福岡市議会 議会調査レポート

<http://www.city.fukuoka.lg.jp/gikaizimukyoku/chosahousei/shigikai/jimukyoku-siryu/report2.html>

横浜市会 市会ジャーナル

<http://www.city.yokohama.lg.jp/shikai/kyoku/journal.html>

長崎市議会 調査資料報

<http://www.city.nagasaki.lg.jp/gikai/1040000/1041100/p026487.html>

最後に議会事務局機能の制度的改革提言があった。

①会派を法的に明確に位置付ける。

→会派活動について、公開性・透明性を一層高めること。

議会事務局も会派活動のサポートができるよう議会基本条例等に明記してはどうか。

(会派から政策条例提案のサポート依頼があった場合など)

②議会事務局のシンクタンク化⇒議会事務局から政策立案のネタを提案。

③議会事務局の強化(議会事務局→議会局→議会政策局)

議会事務局職員は、単なる「事務」に従事するところではなくて、自治体の政策全体に関わる「政策事務」に従事するという意識を持って日常の業務に取組めば、「政策議会」に近づくのではないか。

議会事務局の職員は、常に議会の活性化、充実及び発展を心がけ、職務を遂行するものとする(四日市市議会基本条例第19条第2項)

西脇市議会のような小規模自治体議会でも頷ける提言だと思う。

■議選監査委員の廃止■

清水会員より、大津市議会における議選監査委員の議論の経緯についての報告があった。今回の私の最大注目の報告である。西脇市議会でも現在議選監査委員存廃の議論中であるが、非常に参考になるのではないかと思ったからだ。

大津市議会では、制度論としての議選監査委員に対する疑問を清水会員は抱いていたようだが、なかなか議員に制度論的問題点で議論するのは難しいとの判断から、機能論として議会では議論してもらったということであった。

私も意見を述べさせてもらったが、いくら制度的問題点を言っても、最後は「地方自治法では議選監査委員を置くことが認められている」という事実を覆すことは難しい。「必置」から「選択制」と制度は変わったが、議選監査委員を置けることには変わりがないからだ。

機能論としての問題点は、①法定任期は4年であるが、1～2年の短期で変わることに

の批判（大津市議会が1年交代だったそう）②適性の問題（名誉職化）③選出法の問題（大会派が独占）④守秘義務の問題（議会審議に活かさない・質問や委員会所属の制限等）などが挙げられる。

西脇市議会では③以外の問題点が当てはまるように思う。

①は4年就任することを前提とすればクリアできる。

しかし②の問題が難しいように思う。議員のうちから「監査委員」としての適性を判断して選出することができるのだろうかという疑問がある。日々の議会活動、委員会活動を考慮して「監査委員」の適性を判断することは難しい。少なくとも議会や委員会で質疑などをあまりしない議員を選ぶということは論外だろうが（多ければいいというものでもない）。財務会計の専門家である必要はないが、基礎的な会計学くらいは抑えておかないと本来の意味での監査は務まらないだろう。また議選監査委員に期待される行政的知識に立った指摘をするためにも、それらの知見も必要である。そういった人材を現在の西脇市議会から選出することができるのか。議選監査委員を存続するのであれば、この問題を避けては通れないだろう。

④の問題は、現在、議選監査委員による定例監査報告会や決算審査意見書報告会などを行っていることは大変いいと思う。ただ、開催しても質疑をする人が少なければ宝の持ち腐れである。特に議選監査委員の存続を主張する人たちがそれらの機会に積極性を見られなかったのが大変残念である。自ら議選監査委員の有用性を否定したようなものだからだ。

また就任の制限にしても、予算決算常任委員会を「予算常任委員会」と「決算特別委員会」に分離すれば技術的に可能である。そこまでする必要性があるのかないのかの議論ではあるが。

大津市議会では議選監査委員を廃止と決定したが、研究会では、制度論としては反対した会員からも「議員として考えれば必要と考えるはず」「議選監査委員を経験した議員は同じ指摘をしてもその迫力が違う」「議員にとっては研修の場としてなら最高と考えるだろう」「議選監査委員を議会の議論に活かすことを考えてはどうか」などの肯定的な意見も出た。もちろん、「現状では機能を十分に発揮できていないのだから廃止すべきだ」という意見もあった。ただ何故か、議員会員からは異口同音に「廃止すべき」との意見だったのが面白い。会派に属さない議員や、少数会派の議員ばかりだったのが影響しているのかもしれない。

最後に私が現段階でどういう意見を持っているのかというと、議選監査委員が議会の審査等に機能できる担保があるなら「存続すべき」、無いのなら「廃止すべき」という意見を持っている。

いずれの結論になるにせよ、こういう議論を真剣に行い、議会の審議能力向上に繋がるものにしたいと考えている。

■その他の話題提供や連絡事項■

特に西脇市議会に関係するものではないので割愛する。

ひと言で言えば衆議院法制局のような存在が地方議会にあれば、もっと政策提案は活発になるだろうなあ、と羨ましく思った。